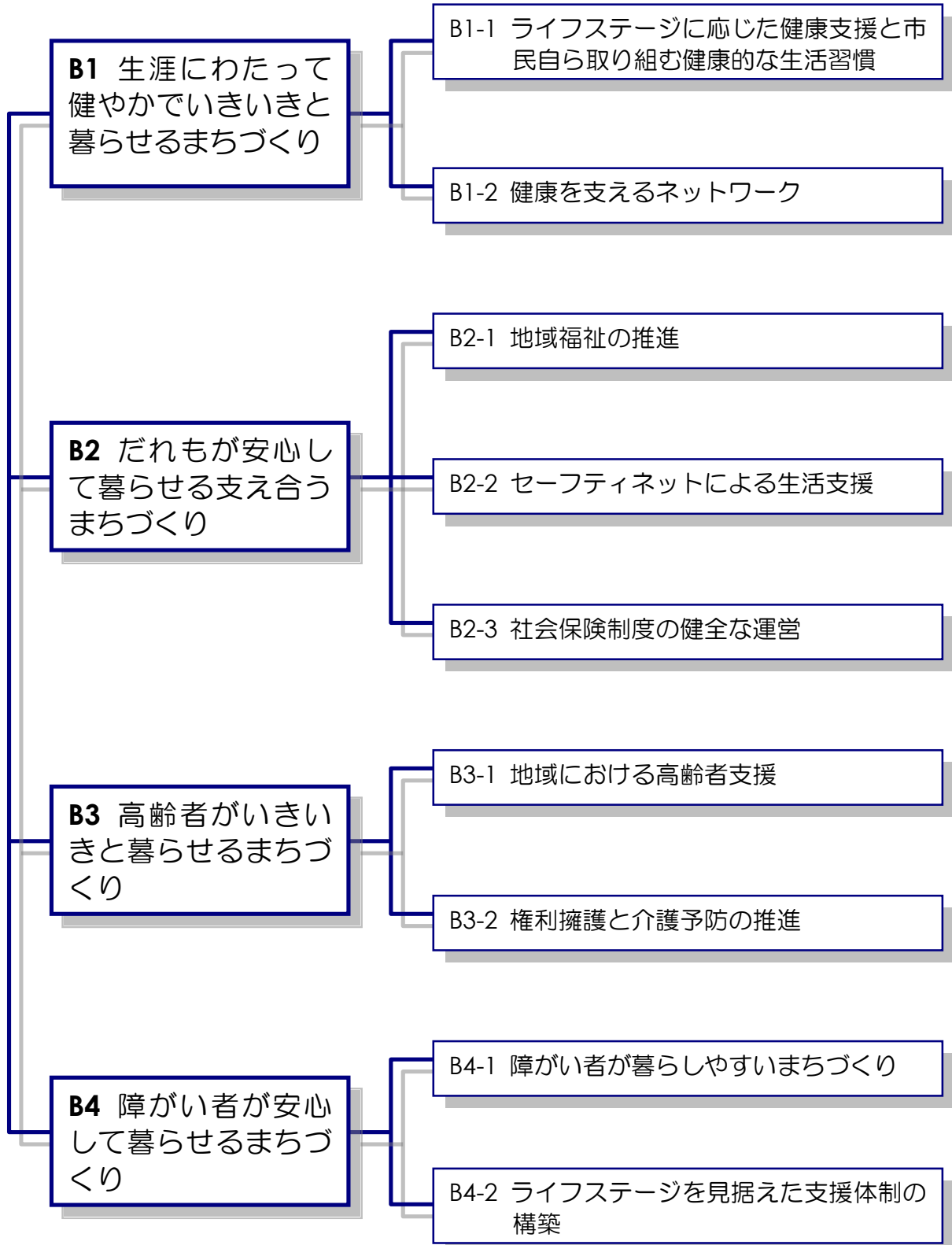


# 第 2 章

みんなが明るく、安心して、

いきいきと暮らしているまち



## 政策 B1 生涯にわたって健やかでいきいきと暮らせるまちづくり

### 【現状と課題】

少子化・高齢化、人口減少が進んでも、だれもが身体面の健康だけでなく、生きがいを感じ、安心安全で豊かな生活を送るためには、「健康」で「幸せ」を実感できる「健幸長寿」のまちづくりを、行政、市民、事業者等が連携し、進めることが重要です。

現代社会では、健康に関する多種多様な情報が溢れ、自分自身や子ども・家族への健康に対する関心が高まっています。自分の健康は自分で守ることを意識し、自ら取り組む運動や食事のバランスチェックなど、セルフケアの中で健康的な生活が習慣化できる仕組みづくりが求められています。そのためには、市民の健康データ等を活かし、将来の健康課題や地域の特性を踏まえ、関係機関と連携しながら、健康づくり、生活習慣病の予防および重症化予防をさらに進めていくための情報発信が重要です。

また、健康な家庭づくりという観点からは、きめ細やかで、切れ目のない妊産婦、乳幼児への保健対策が求められており、妊娠、出産後早期から子育て時期と一連した支援体制を整えるため、関係機関と連携した取り組みが必要です。

健康な体を維持していくために必要なさまざまな予防対策を行っていますが、感染や疾病を防ぐためには予防接種やがん検診等の予防医療が必要で、その要望も年々増えており、それに対する有効性や必要性を的確に伝えて効果的に実施していくことが重要です。

新たな感染症や結核が発生・流行した場合には、迅速・的確な対策が求められることから、保健・医療体制だけではなく、自治体を含めた地域の体制づくりが必要です。

健康で安心な生活を送ることができるよう、適切な医療を受けられる診療所や病院の医療体制の充実が求められています。このことから、普段から、かかりつけ医・歯科医を持つことを推進するとともに、必要な時に適切な医療が身近で受けられる医療体制の推進や、不測の傷病に対して、いつでも適切な医療が受けられる救急医療体制の充実を図る必要があります。

### 今後 4 年間の重点的な取り組み

#### ① 予防接種事業の推進（⇒B1-2-4）

- 感染のおそれのある疾病の発生・蔓延を予防するため、定期予防接種<sup>※1</sup>では、近年流行した麻疹及び風しんワクチン接種率の向上と、厚生労働省の「予防接種に関する基本的な計画」に基づき、定期化されるワクチンの円滑な接種体制の整備に取り組みます

#### ② 自らの健康づくりの推進（⇒B1-1-4）

- 自らの健康づくりを推進するために手軽に取り組めるウォーキングなど「けんこう多摩手箱プラン<sup>※2</sup>」の成果等も踏まえ、健康づくり推進員<sup>※3</sup>や市民が主体的に行う健康づくり活動を支援します
- スポーツ推進委員と情報共有し、だれもが身近にスポーツを楽しみながら、健康の保持・増進につながるよう、地域でのスポーツ活動を支援します（⇒再掲 C2-1-2）
- 公共施設内での全面禁煙の実施を進めるとともに、喫煙マナーの向上、受動喫煙の周知、禁煙支援、慢性閉塞性肺疾患（COPD）および肺がんの危険性の周知に努めます

#### ③ ライフステージに応じた健康診査や相談体制の充実と生活習慣病の予防（⇒B1-1-2）

- ライフステージに応じた支援のため、妊婦期から乳幼児期においては個々の健康状態、発育や発達に即した健診や相談等を充実します。成人に対しては生活習慣病予防（特に糖尿病予防）や死亡原因第1位のがんの早期発見、早期治療に繋げる取り組みを実施します
- 生涯にわたり健康で過ごすために、健康寿命を長くするための活動に取り組みます

※1 定期予防接種：予防接種法に基づく感染症予防接種

※2 けんこう多摩手箱プラン：平成18（2006）年に市が策定した健康づくり計画。地域全体で健康なまちづくりを目指し、市民の健康づくりを応援する店舗や団体の登録等、さまざまな取り組みを実践した

※3 健康づくり推進員：地域における市民の自発的な健康づくり活動の推進等を図るため、市が公募する者

## 施策 B1-1 ライフステージに応じた健康支援と市民自ら取り組む健康的な生活習慣

### 1 施策の目指す姿

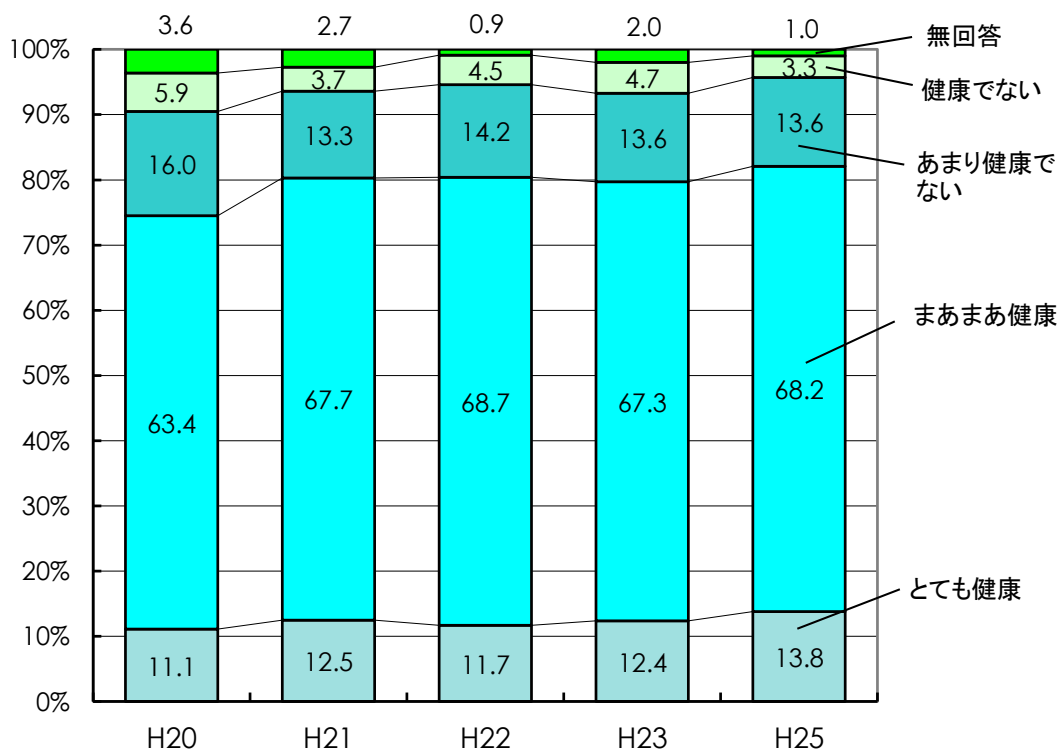
豊かでいきいきとした毎日を送るため、ライフステージにあった健康診査や各種検診などを受けるとともに、食事や運動など市民自ら健康づくりに取り組んでいます

### 2 施策の成果目標値

指標名	現状値 (平成 25 年度)	目標値 (平成 30 年度)	目標値 (平成 36 年度)
①自分が「とても健康」、「まあまあ健康」だと感じている市民の割合	82.0%	82.5%	85.0%
②健康のために実践していることがある市民の割合	59.8%	65.0%	70.0%
③乳児（3～4 か月児）健康診査受診率	98.0%	98.0%	98.0%

【出典：①・②市政世論調査 ③健康推進課】

#### 主観的健康感の推移



※H24は調査未実施

出典：多摩市政世論調査(平成26年1月)

### 3 主な施策の方向性（施策を実現する手段）

#### B1-1-1 ライフステージに応じた食育の推進

- 生涯を健康で元気に送るために、乳幼児、子ども、青年・成人、高齢者まで、一人ひとりの「食」を支える環境づくりに取り組みます

#### B1-1-2 生活習慣病の予防とライフステージに応じた健診や相談体制の充実（⇒重点3）

- 市民自らが健康的な生活を習慣化できるよう、医療機関等と連携し、健康講座、相談や健康診査などを実施し、各事業の参加率や受診率の向上を目指します
- 生活習慣病予防・糖尿病予防のための普及啓発と環境づくりに取り組みます
- 死亡原因第1位のがんの早期発見・治療のためにがん検診の受診率の向上を図ります

#### B1-1-3 健康で安心な家庭づくりへの支援と検診や相談体制の充実（⇒重点3、関連A1-1-1、A1-1-2）

- 子どもが健やかに育つために、妊娠期、出産後早期から、妊婦健診、妊産婦訪問、育児相談、新生児訪問など、個人や家庭環境の多様性を認識した切れ目のない妊産婦、乳幼児への母子保健サービスを実施します。また、支援が必要な方に適切に支援が届くよう、個々にあった支援と併せて、医療機関を含めた関係機関や地域との有機的なネットワークづくりを進めます
- 発達の節目となる各種乳幼児健診の受診率の維持、未受診者の把握に努めます。個々に合わせた情報提供や相談事業を実施し、子どもを含めた家族の健康の視点での健診や相談体制の充実を図ります

#### B1-1-4 健康づくり地域活動と文化・スポーツ活動の推進（⇒重点2、関連C2-1-2）

- 健康づくり推進員を中心に生涯にわたって健康の維持・増進を図っていくための自主的な取り組みや、身近な地域での支え合いによる健康づくり活動を支援します
- 生きがいづくりのために、一人ひとりの生活に合った趣味活動や運動ができる場を設定します

### 4 施策の実現に向けて市民は・・・

- 食に対して関心を持ち、バランスのとれた食生活を心がけます
- 自分の健康は自分で守るということを意識し、生活習慣を見直してライフステージに応じた健診を定期的に受診します
- 健康的な生活を送るため、ウォーキングなどに自主的に取り組みます
- 各種乳幼児健診や相談事業を積極的に利用し、子どもが健やかに育つように努めます
- 医療機関は医療情報を適切に提供するとともに、適切な医療を市民が安心して受けられるよう努めます
- 事業者は自主的な健康づくりの応援に取り組みます



健康づくり推進員 月例ウォーキング

### 5 関連する主な計画

- ◆多摩市食育推進計画
- ◆（仮称）多摩市子ども・子育て支援事業計画

## 施策 B1-2 健康を支えるネットワーク

### 1 施策の目指す姿

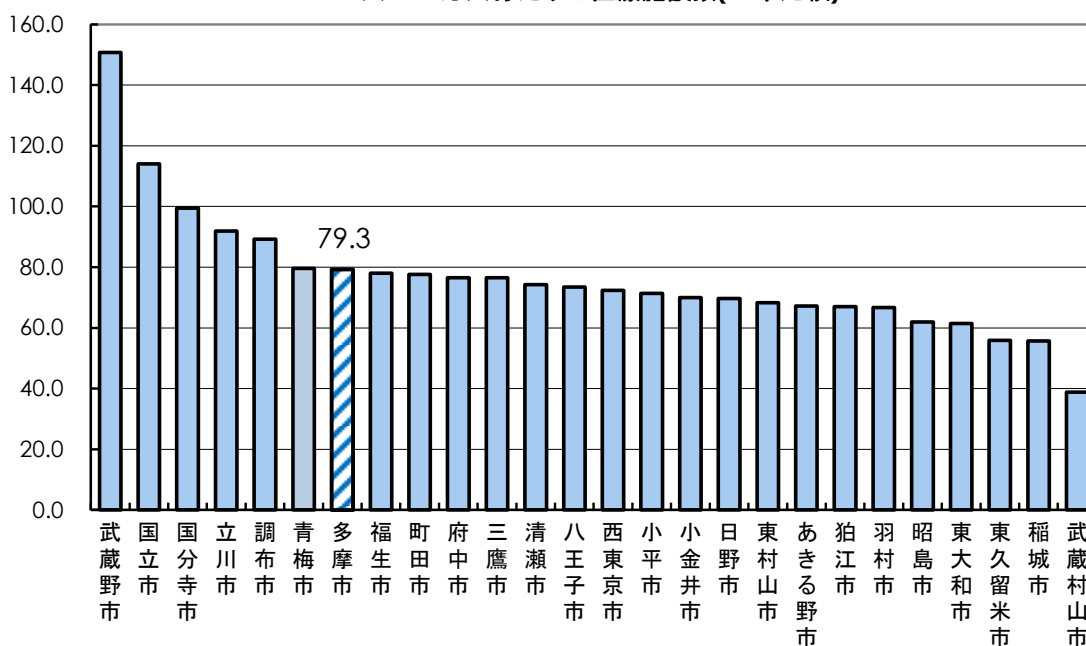
安心して生活を送ることができるよう、必要な時に必要な情報を得て、適切な予防、適切な医療が受けられる体制が整えられています

### 2 施策の成果目標値

指標名	現状値 (平成 25 年度)	目標値 (平成 30 年度)	目標値 (平成 36 年度)
①かかりつけの医師を持つ市民の割合	56.4%	60.0%	65.0%
②結核（BCG）定期予防接種の接種率	88.7%	95.0%	100.0%

【出典：①市政世論調査 ②健康推進課】

人口10万人あたりの医療施設数(26市比較)



※数値は平成24年10月1日時点、医療施設数は一般診療所、一般病院、精神病院の施設数の合計

出典：医療施設数は東京都福祉保健局ホームページ「東京都の医療施設 平成24年」

人口は東京都総務局統計部人口統計課ホームページ「住民基本台帳による世帯と人口 平成24年」

### 3 主な施策の方向性（施策を実現する手段）

#### B1-2-1 かかりつけ医・かかりつけ歯科医の必要性の啓発

- ライフステージに応じた積極的な健康づくりのために、身近で気軽に相談できるかかりつけ医・かかりつけ歯科医を持てるよう医師会等と連携し、その必要性について啓発します

#### B1-2-2 医療体制の体系的な整備

- 地域医療の充実に向けて、学校跡地への基幹病院の誘致など、必要な時に身近な地域で適切な医療が受けられるよう、東京都をはじめとした関係機関と連携を図りながら、診療所・病院等の地域医療の充実に向け、体制の整備を進めます
- 在宅で安心した生活が送れるよう、在宅療養環境の整備を進めます

#### B1-2-3 救急医療体制の充実

- 不測の傷病に対して、いつでも症状に応じた適切な医療が受けられるよう、初期救急<sup>※1</sup>を担う市と二次救急<sup>※2</sup>・三次救急<sup>※3</sup>を担う東京都とともに消防署、医療機関等と連携し、救急医療体制の充実に努めます

#### B1-2-4 予防接種の推進（⇒重点1）

- 感染のおそれのある疾病の発生・蔓延を予防するため、医療機関の協力のもと定期予防接種を円滑に実施する体制を確保します
- 予防接種については、国・都の動向を踏まえ、今後の定期化に備えます
- 接種の種類や時期等をよりわかりやすく情報提供します

#### B1-2-5 新型インフルエンザ等感染症対策体制の整備

- 新たな感染症の発生に備えて、保健所・医師会・薬剤師会等の関係機関と連携し、迅速に的確な対策ができるよう、地域の防疫体制を整備します

### 4 施策の実現に向けて市民は・・・

- 気軽に相談できる、かかりつけ医・歯科医を持ちます
- 感染・疾病予防のために定められた時期に予防接種を受けます
- 医療機関は市民に分かりやすい医療情報を提供します
- 地域の診療所・歯科診療所は病院との円滑な連携に取り組んでいきます

### 5 関連する主な計画

- ◆多摩市地域福祉計画、多摩市高齢者保健福祉計画（介護保険事業計画）、多摩市障害福祉計画、多摩市新型インフルエンザ等対策行動計画

※1 初期救急：入院を必要としない軽症患者に対するもの（こども準夜診療所・休日診療当番医等）

※2 二次救急：入院を必要とする中等症・重症患者に対するもの（総合病院等）

※3 三次救急：生命危機が切迫している重篤患者に対するもの（救急救命センター等）



## 政策 B2 だれもが安心して暮らせる支え合うまちづくり

### 【現状と課題】

本市では、だれにでも安全で快適な地域生活環境をつくるため、ユニバーサル社会<sup>※1</sup>の理念に基づいたまちづくりを推進してきました。しかし、多摩市の地形やニュータウン開発の特性などから、交通機関等へのアクセス確保や交通体系、福祉的移動支援のあり方などの課題や、だれもが住み慣れた地域で自分らしく生活するための、横断的相談・支援体制（多摩市版地域包括ケアシステム）の構築などが大きな課題となっています。

また、既存の公的制度では対応しきれない福祉ニーズに対しては、各種公的制度の見直しと併せ、地域での支え合いが欠かせません。しかし、自治会等の組織がない地域や、民生委員<sup>※2</sup>・児童委員<sup>※3</sup>の担い手不足などの課題があります。一人ひとりが地域福祉への関心を高めるとともに、地域における福祉のネットワークづくりが重要です。

近年、経済的に困窮し、最低限度の生活を維持できなくなるおそれのある「生活困窮者」が増加傾向にあります。平成 27（2015）年 4 月からは「生活困窮者自立支援法」の施行により、今後は生活保護に至る前段階での相談や適切な就労支援を行うことが求められます。

また、我が国では毎年約 3 万人が自ら命を絶っており、「生きる支援」としてのさまざまな取り組みを進めていく必要があります。

なお、健康保険と介護保険は、高齢化の進行や医療技術の進歩により、保険給付が増加しています。中でも、国民健康保険特別会計では、被保険者の所得が低い状況が続いていることにより、保険税収入は伸び悩んでいます。このため一般会計からの繰入金で補てんする状況が続いており、財政運営の課題となっています。

医療・介護保険の適正化のためには、一人ひとりが、社会保険制度が社会全体の貴重な資源であることを意識し、健康維持や介護予防に努めることが、強く求められています。

また、介護の仕事は、労働環境の厳しさなどから介護人材の確保が大きな課題となっています。

犯罪被害者等の多くは、住み慣れた地域で安定した生活を送るための十分な支援を早期に受けにくい状況にあります。犯罪被害者等への支援は社会全体の責任であるという認識が高まってきましたが、まだ十分理解されておらず、支援内容の充実とともに市民の理解の増進が課題です。

※1 **ユニバーサル社会**：年齢や障害の有無などにかかわらず、全ての人が地域社会の一員として支え合う中で、安心して暮らし、一人ひとりが持てる力を発揮して元気に活動できる社会

※2 **民生委員**：厚生労働大臣から委嘱され、地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める者。「児童委員」を兼ねる

※3 **児童委員**：地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行う者

### 今後 4 年間の重点的な取り組み

#### ① 地域福祉の推進（⇒B2-1-1、B2-1-2）

- 地域での市民による支え合いの仕組みづくりを推進するため、多摩市社会福祉協議会の地域住民懇談会<sup>※4</sup>や地域福祉推進委員会<sup>※5</sup>、多摩ボランティア・市民活動支援センターの機能充実に向けた支援を行います
- 地域の担い手を増やすため、介護予防ボランティアポイント制度<sup>※6</sup>を活用します

#### ② 生活保護世帯の自立支援（⇒B2-2-1、B2-2-2）

- ケースワーカー 1 人当たりの担当世帯数は 80 世帯を目安とし、実施体制の充実を図るとともに、関係機関との連携により、社会的・経済的自立に向けた支援を行います。

#### ③ 生活困窮者に対する自立支援（⇒B2-2-3）

- 生活保護に至る前段階の自立支援策の強化を図ります

#### ④ 相談しやすく、支援が受けられる仕組みづくり（多摩市版地域包括ケアシステム）の検討（⇒政策 B1- B4）

- だれもが安心して暮らし続けられるまちづくりを目指し、身近な地域の中で日常生活の相談や支援が受けられる仕組みづくりを進めます

#### ⑤ 犯罪被害者等の支援（⇒B2-2-4）

- 犯罪被害者等支援相談窓口の周知、支援内容の充実および市民の理解の増進を図ります

※4 **地域住民懇談会**：多摩市社会福祉協議会が行う取り組みの一つ。地域の住民が懇談することにより、地域福祉ニーズの掘り起こしや、課題の把握・共有化を図る

※5 **地域福祉推進委員会**：多摩市社会福祉協議会が行う取り組みの一つ。市内を 10 のエリアに分け、地域の課題を地域で解決するためのネットワークをつくる

※6 **介護予防ボランティアポイント制度**：平成 26（2014）年 12 月から開始。高齢者のボランティア活動実績を「ポイント」として評価することで、介護予防を促進し、元気な高齢者が地域貢献できるようにする制度



## 施策 B2-1 地域福祉の推進

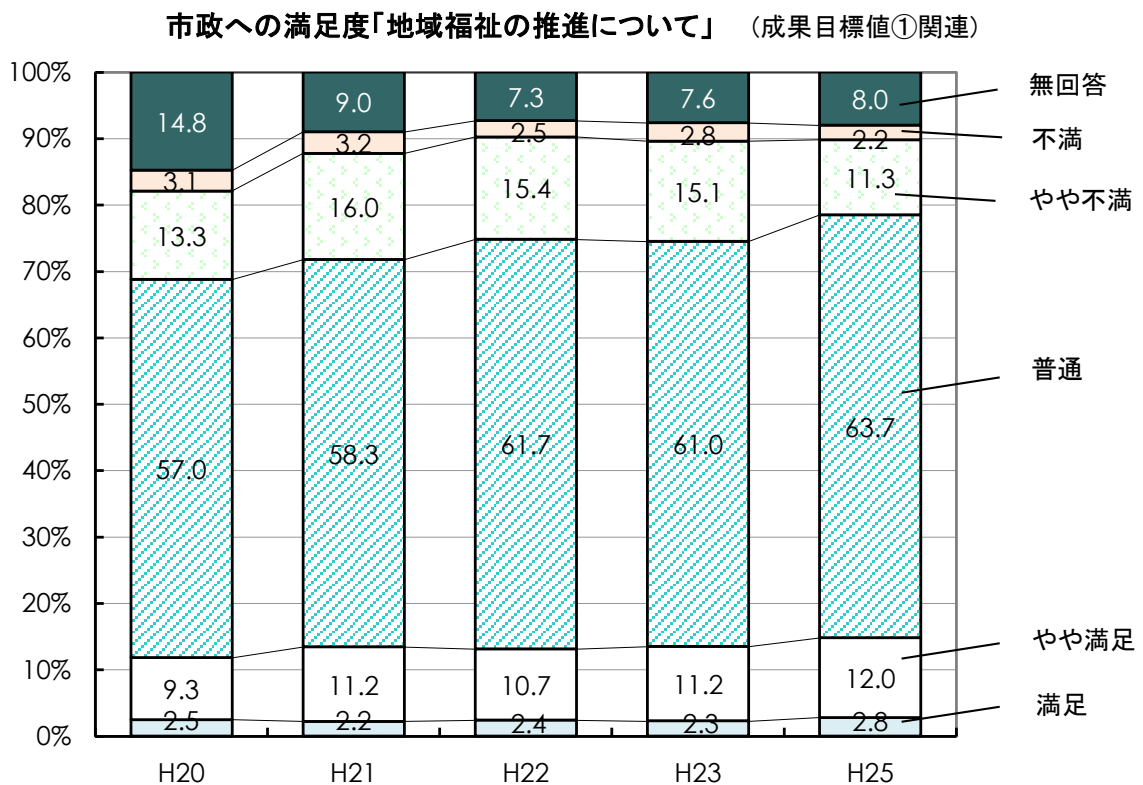
### 1 施策の目指す姿

地域の多様な福祉ニーズに応えるため、地域課題を市民自らが発見し、課題の解決に向けて、互いに力を出し合い、支えあっています

### 2 施策の成果目標値

指標名	現状値 (平成 25 年度)	目標値 (平成 30 年度)	目標値 (平成 36 年度)
①地域福祉の推進についての市政に「満足」「やや満足」している市民の割合	14.8%	増やす	増やす
②高齢者、障がい者の介助ボランティア活動に参加している、または参加したことがある市民の割合	13.3%	増やす	増やす

【出典：①・②市政世論調査】



※H24は調査未実施

出典：多摩市政世論調査(平成26年1月)

### 3 主な施策の方向性（施策を実現する手段）

#### B2-1-1 多摩市社会福祉協議会との連携と支援（⇒重点1）

- 多摩市社会福祉協議会との連携・支援により、地域での市民による支え合いの仕組みである地域住民懇談会や地域福祉推進委員会の取り組みを推進します

#### B2-1-2 市民による地域福祉活動への支援と参加の促進（⇒重点1）

- 地域福祉の担い手となる市民の発掘・育成・支援を行い、地域での実践につなげる機能を充実させるため、多摩ボランティア・市民活動支援センターの効果的、効率的な運営を推進します

#### B2-1-3 民生委員・児童委員活動の充実

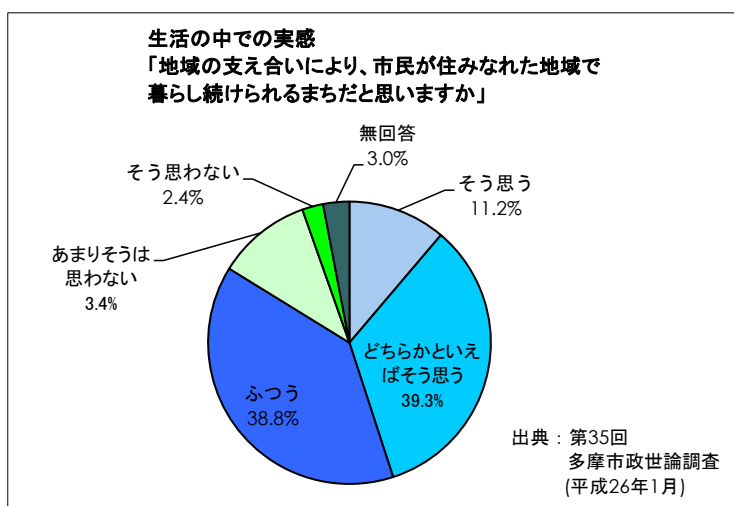
- 地域での地域福祉の一つの核となるよう、民生委員・児童委員の欠員地域の解消を図るとともに、担い手を確保するための方法について検討を進めます

#### B2-1-4 自殺予防への取り組み

- 東京都など関係機関との連携を取り、「生きる支援」として中学校と連携した自殺予防教育や自死遺族支援、支援につなぐ人材養成事業等さまざまな取り組みを推進します

### 4 施策の実現に向けて市民は・・・

- 「共助の心」を育み地域に広げます
- 地域の話し合いの中で、自ら福祉的課題を見つけ、その解決に向けた取り組みを検討し、高齢者や児童の見守り、家事・子育て支援などの具体的な行動を実践します
- 事業者は地域福祉に関する地域の取り組みに積極的に参加・協力します



### 5 関連する主な計画

- ◆多摩市地域福祉計画、（多摩市社会福祉協議会：地域福祉活動計画）

## 施策 B2-2 セーフティネットによる生活支援

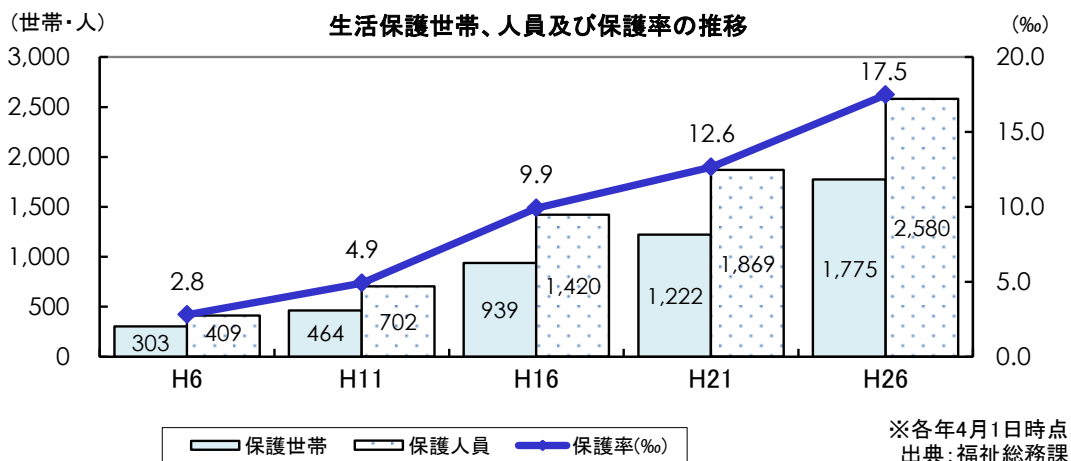
### 1 施策の目指す姿

失業、犯罪、困窮など不慮の境遇となったときも、住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために、経済的・精神的両面で適切にサポートされています

### 2 施策の成果目標値

指標名	現状値 (平成 25 年度)	目標値 (平成 30 年度)	目標値 (平成 36 年度)
①生活保護受給中に就労を開始した人数	99 人	増やす	増やす
②犯罪被害者等支援啓発事業参加者数	680 人	800 人	900 人

【出典：①福祉総務課 ②市民生活課】



### 3 主な施策の方向性（施策を実現する手段）

#### B2-2-1 生活保護等の適正実施（⇒重点2）

- 関係機関との連携のもと、生活保護の適正実施に努めるとともに、自立に向けた就労支援等を積極的に行います

#### B2-2-2 関係機関と連携した相談体制の充実（⇒重点2）

- 市民の状況に応じて、適切なセーフティネット等の支援策につながるよう、庁内及びハローワークなどの関係機関と連携を図り、多面的な相談体制の充実に努めます

#### B2-2-3 生活困窮者に対する自立支援対策の強化（⇒重点3）

- 生活保護に至る前の生活困窮者に対し、自立相談支援事業や住居確保給付金の支給を行い、自立支援対策の強化を図ります

#### B2-2-4 犯罪被害者等支援の推進（⇒重点5）

- 犯罪被害者等が安心して生活を取り戻すために、警察署・検察庁・弁護士会等の関係機関との有機的な連携のもとに支援を実施します。あわせて、市民の理解を深めるために講演会、パネル展等の啓発活動を展開します

### 4 施策の実現に向けて市民は・・・

- セーフティネットの施策・制度について理解を深めます
- 福祉事業者等は、経済困窮等の相談があった場合、速やかにセーフティネットの諸施策につながるよう努めます
- 犯罪被害者等の現状や支援の必要性などの理解を深めます
- 事業者は犯罪被害者等の現状を理解し、安心して働き続けやすい環境整備に努めます



犯罪被害者支援のパネル展示

### 5 関連する主な計画

- ◆多摩市地域福祉計画

## 施策 B2-3 社会保険制度の健全な運営

### 1 施策の目指す姿

相互扶助である社会保険制度を持続し、住みなれた地域で安心して暮らすことができるため、給付と負担のバランスに配慮された健全な国民健康保険制度と介護保険制度の運営に取り組み、引き続き必要な医療や介護が受けられています

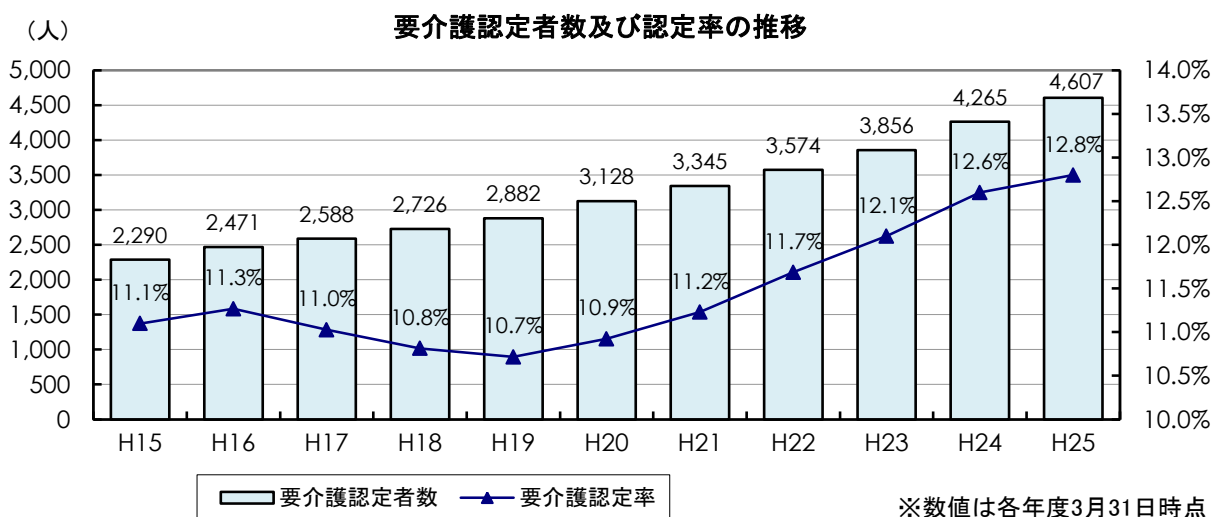
### 2 施策の成果目標値

指標名	現状値 (平成 25 年度)	目標値 (平成 30 年度)	目標値 (平成 36 年度)
①特定健康診査 <sup>※1</sup> 実施率 <sup>※</sup>	45.8%	増やす	増やす
②介護保険居宅系サービスの利用率 <sup>※</sup>	80.4%	82.5%以上	85.0%以上

【出典：①保険年金課 ②介護保険課】

※①の目標値は、「多摩市国民健康保険特定健康診査等実施計画」において、平成 29 年度（目標値 60%）まで設定している。平成 30～34 年度は 29 年度計画予定

※②の「介護保険居宅系サービス」とは、施設サービス以外の介護サービスで居宅介護支援、訪問介護、通所介護、通所リハビリテーションなどを指す。利用率は、居宅系サービス利用者実数/（要介護認定者－施設系サービス入所者実数）（各数値は年度末におけるもの）（第 1 号被保険者のみ）による。



※1 特定健康診査：「高齢者の医療の確保に関する法律」第 20 条、「多摩市国民健康保険特定健康診査等実施計画」に基づき、40 歳以上の被保険者を対象に、生活習慣病の発症や重症化を予防することに重点を置いて実施する健康診査。

### 3 主な施策の方向性（施策を実現する手段）

#### B2-3-1 医療保険制度の適正な運営

- 被保険者の健康保持・増進のため、健康診査等を実施するとともに、健康や医療に関する情報を提供します
- 「被保険者の健康の保持・増進」、「医療費の適正給付」および「財源の確保」の3項目を推進して、国民健康保険特別会計の安定した運営に努めます

#### B2-3-2 介護保険制度の適正な運営

- 利用者に最適な在宅介護サービスを確保するため、被保険者（市民）、事業者および保険者（行政）が一体となった自立支援のケアマネジメントの実施に努めます
- 制度の信頼確保の観点から、制度に対する周知を図るとともに、多摩市介護保険運営協議会などを通じた市民参加の機会を増やします
- 安心して介護サービスが受けられるために、介護サービス事業者などと連携して、国・都・市の役割分担により、利用者や家族を支える介護人材が安定的に確保できるような取り組みを推進します

### 4 施策の実現に向けて市民は・・・

- 健康に関する正しい知識を身に付けるとともに、健康な生活を続けるための生活習慣を実践します
- 病気の治療や介護サービスを受けるためには、一定の費用負担がかかることを理解します
- 介護サービスを受けていても「自分でできることは自分でやってみる。」など自立に向けた生活に取り組みます
- 事業者は、介護サービス受給者の自立に向けた生活を積極的に支援します

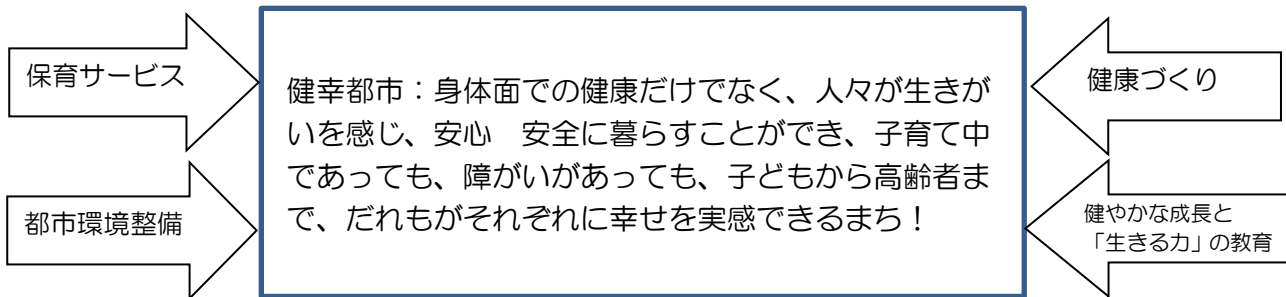


特定保健指導 栄養・運動セミナー

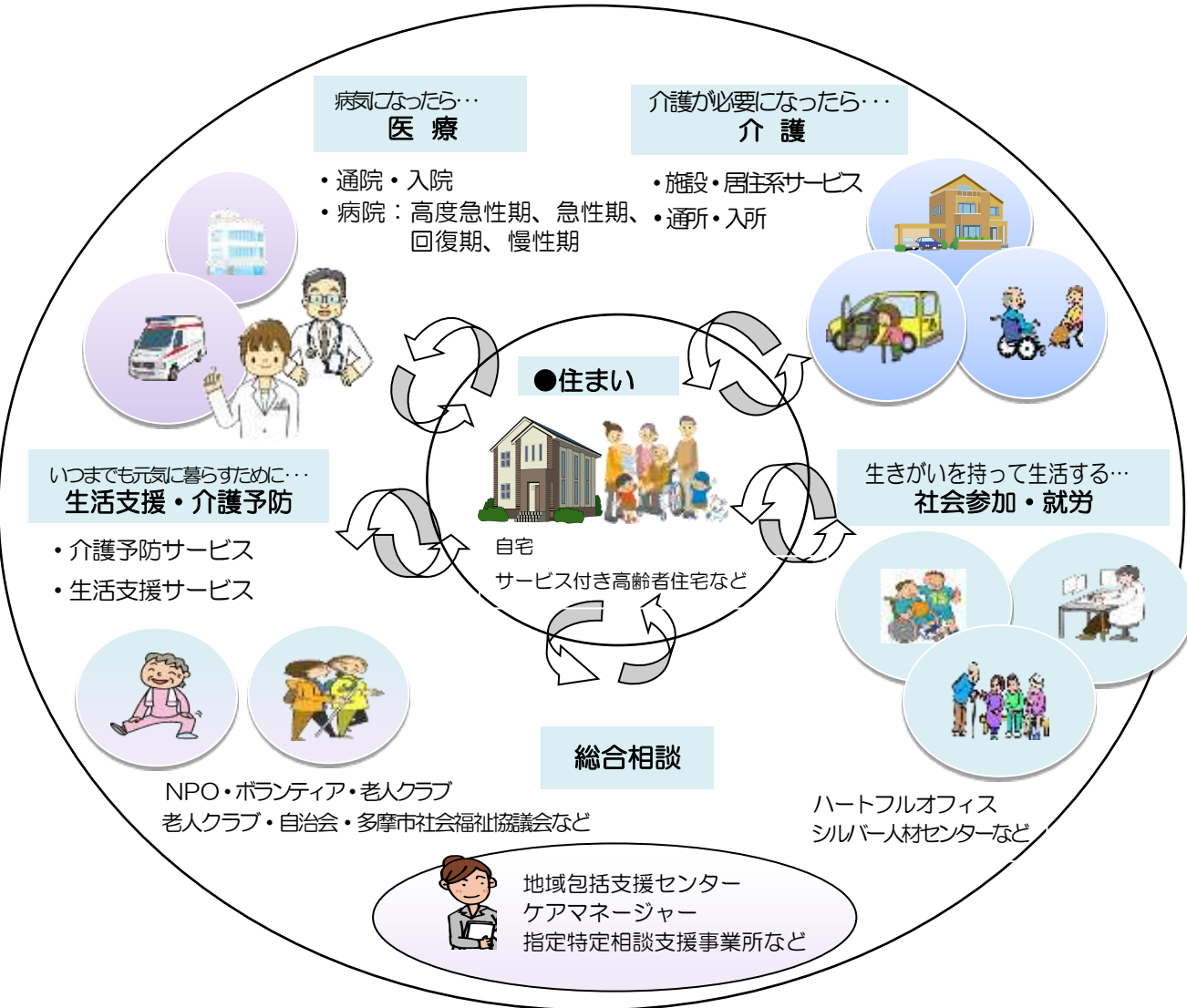
### 5 関連する主な計画

- ◆多摩市高齢者保健福祉計画（介護保険事業計画）

**コラム だれもが幸せを実感できるまち！**  
**「健幸都市」への取り組みと「多摩市版地域包括ケアシステム」**



**多摩市版  
 地域包括ケアシステム**



※厚生労働省資料をもとに一部改編

## 政策 B3 高齢者がいきいきと暮らせるまちづくり

### 【現状と課題】

本市の平成 26（2014）年 4 月 1 日現在の高齢化率は 24.5%と市民の約 4 人に 1 人が 65 歳以上となっています。高齢化率は、今後も年に約 1 ポイントずつ上昇していく見込みです。一方、団塊の世代が 75 歳以上（後期高齢者）になる平成 37（2025）年には、高齢化率は 30%を超えるとともに後期高齢者の割合も 20%を超えることが予想されるなど、超高齢社会のさらなる進展が見込まれています。このような状況に対応するため、本市では、高齢者、さらには障がい者が可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを続けることができるように「多摩市版地域包括ケアシステム」の検討を進め、健幸長寿のまちづくりを目指しています。

「多摩市版地域包括ケアシステム」を進めるには、一人暮らし高齢者や認知症の方を地域で支え、見守るネットワークの構築や権利擁護の取り組みが特に重要です。このため、地域の自治会・管理組合・老人クラブや地域の商店街の方々などのネットワークへの参加を促すとともに、多摩市社会福祉協議会と連携し地域の力を結集した重層的な支援組織の構築と支援活動が課題です。

また、地域で暮らす高齢者支援を推進するためには、「地域包括ケアシステム<sup>※1</sup>」の中心的役割を担う、地域包括支援センターの組織・機能の強化と権利擁護の推進を図ることが重要です。

一方、高齢者が地域でいきいきと暮らしていくためには、介護予防や生きがいづくりなど高齢者が自ら取り組めるような施策が必要です。このため、介護予防リーダー<sup>※2</sup>や介護予防ボランティアポイント制度を活用した市民主体の介護予防の取り組みを地域でいかに進めていくかが課題です。また、老人クラブ活動の支援や老人福祉センター事業の充実、生きがいづくりの支援などのほか、シルバー人材センターの支援を通じた高齢者の地域貢献や生きがいづくりが重要です。

高齢者支援における「地域包括ケアシステム」の大きな要素である特別養護老人ホームなどの介護サービス基盤の整備については、整備の拡大が介護保険料の引上げに繋がる相関関係にあるため、3年ごとに改定する高齢者保健福祉計画（介護保険事業計画）の中で、介護保険料とのバランスを精査しながら、検討する必要があります。

※1 地域包括ケアシステム：重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供されるシステム

※2 介護予防リーダー：地域で介護予防活動をするリーダー。市では平成 25（2013）年度から介護予防リーダー養成講座を実施

### 今後 4 年間の重点的な取り組み

- ① 地域包括支援センター運営事業の強化（⇒B3-1-1）
  - 地域包括支援センターの組織及び機能を強化し、総合的なケアマネジメントを進めます
- ② 在宅高齢者の見守りの推進（⇒B3-1-2、B3-1-3）
  - 地域のきずなやつながりの重要性がより一層増す中で、一人暮らし高齢者など地域で暮らす高齢者の見守り施策、支援施策をさらに充実します
- ③ 介護サービス基盤の整備促進（⇒B3-1-4）
  - 介護保険料等とのバランスを考慮して、介護サービス基盤の施設整備を進めます
- ④ 高齢者の生きがい対策の推進
  - 高齢者の生きがいの場づくりとその支援策として、老人クラブへの支援、老人福祉センター事業の充実、シルバー人材センターへの支援などを通して生きがい対策を進めます
- ⑤ 高齢者、障がい者の権利擁護及び成年後見制度の推進（⇒B3-2-1、B3-2-2）
  - 判断能力の低下した高齢者、障がい者の金銭管理等の日常生活を支援する制度や、成年後見制度利用の促進を図り、高齢者支援を進めます
- ⑥ 市民が主体的に介護予防に取り組む地域づくりの推進（⇒B3-2-4）
  - 介護予防リーダー養成や、介護予防ボランティアポイント制度を活用し、市民が主体的に介護予防に取り組む地域づくりを進めます



## 施策 B3-1 地域における高齢者支援

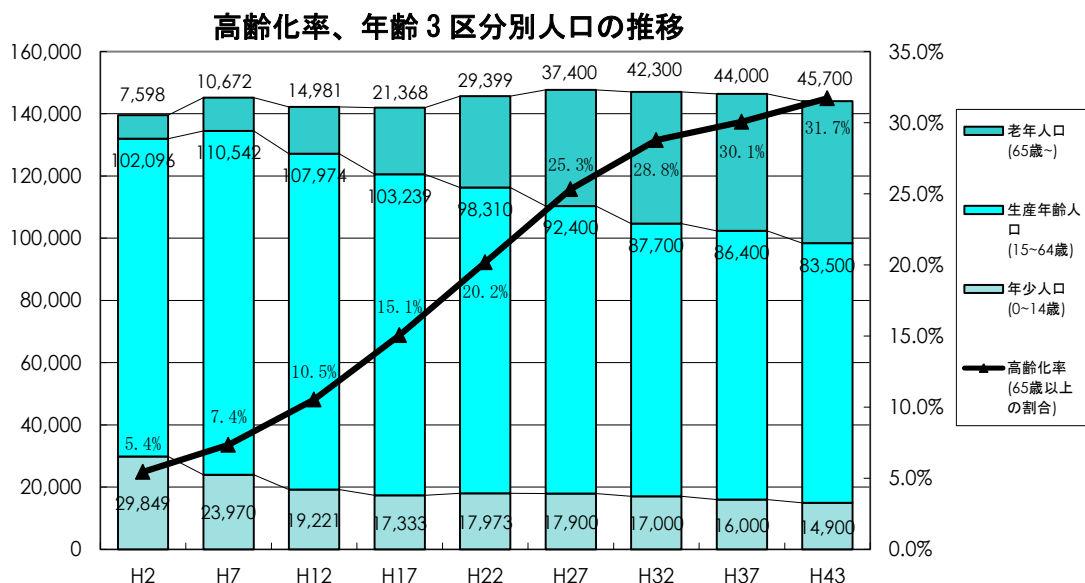
### 1 施策の目指す姿

超高齢社会においても、自助・共助の理念により地域で高齢者が生き生きと暮らしていただくため、さまざまな担い手の力を結集して支援しています

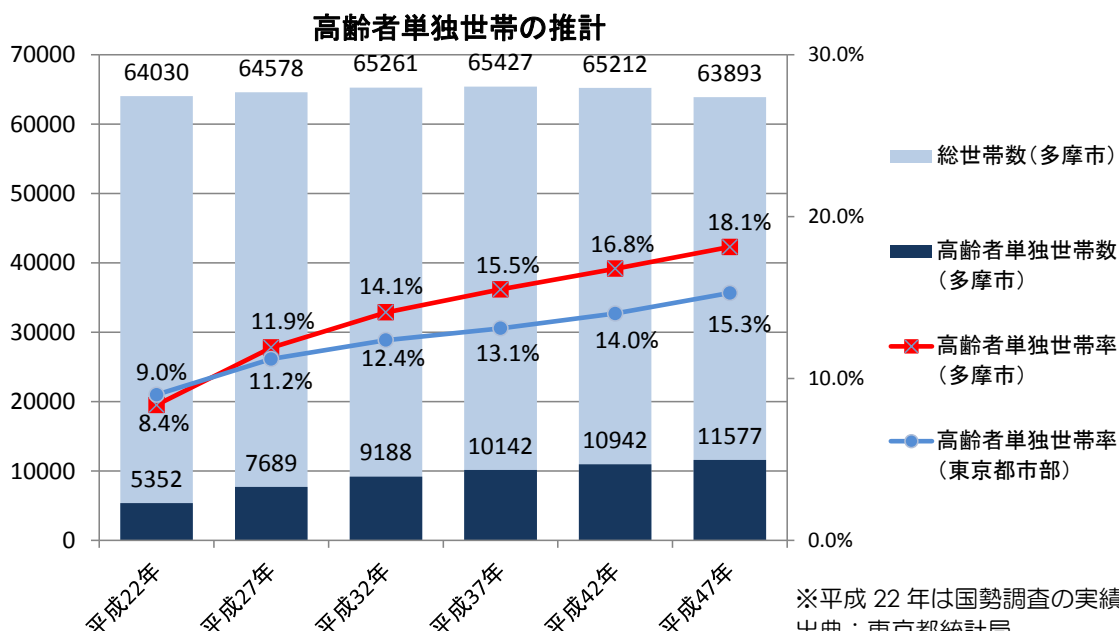
### 2 施策の成果目標値

指標名	現状値 (平成 25 年度)	目標値 (平成 30 年度)	目標値 (平成 36 年度)
①地域包括支援センター※ <sup>1</sup> 周知度	35.3%	50.0%	60.0%
②老人福祉センター※ <sup>2</sup> 事業参加者数	9,912 人	12,100 人	13,000 人

【出典：①市政世論調査 ②高齢支援課】



※H2～22は各年1月1日時点、H27～43は各年4月1日時点、また、想定人口には外国人も含む。  
出典：H2～22は住民基本台帳人口、H27～43は多摩市の想定人口



※平成 22 年は国勢調査の実績値  
出典：東京都統計局

### 3 主な施策の方向性（施策を実現する手段）

#### B3-1-1 地域包括支援センター機能の強化・充実（⇒重点1）

- 担当地区内の高齢者数の増加に合わせた組織の強化と、相談支援体制の充実を図り、地域の様々な団体等と連携して地域で高齢者を支える活動を拡大します

#### B3-1-2 高齢者の日常生活を支えるサービスの充実（⇒重点2）

- 各種の一般福祉サービスを充実させ、地域で暮らす高齢者の生活を支援します

#### B3-1-3 地域での高齢者の見守り・支援のための拠点や組織づくり（⇒重点2）

- 老人クラブ、自治会・管理組合などの市民組織が「高齢者の見守り組織」を構成し、地域の方でサロンやラウンジ活動<sup>※3</sup>を展開することにより、一人暮らし高齢者などへ様々な支援（生活支援、災害時支援、見守り活動など）を行います

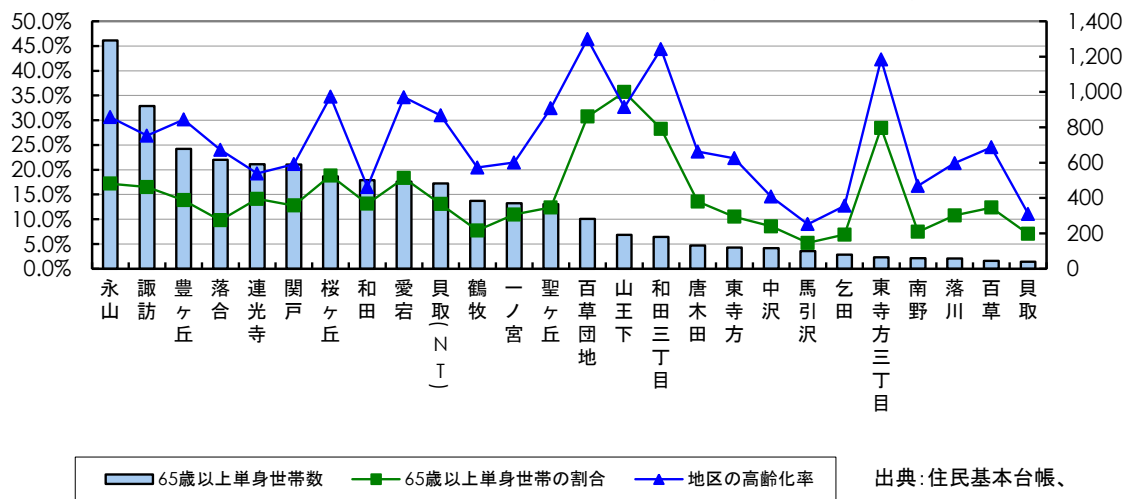
#### B3-1-4 介護サービス基盤施設の整備促進（⇒重点3）

- 3年ごとに改定する高齢者保健福祉計画（介護保険事業計画）において、介護保険料等とのバランスを考慮して計画的な施設整備を検討します

### 4 施策の実現に向けて市民は・・・

- 地域の自治会や管理組合が中心となって、高齢者の見守り拠点の確保や見守り組織を作ります
- 様々な活動に積極的に参加し、世代間交流を図ります

地区別65歳以上の単身世帯数及び高齢化率（平成26年10月1日現在）



### 5 関連する主な計画

#### ◆多摩市高齢者保健福祉計画（介護保険事業計画）

- ※1 **地域包括支援センター**：高齢者が地域で生活していくために、地域において総合的なマネジメントを担い、支援をしていく中核機関。介護の悩み、介護予防、保健福祉サービスについてなど、医療・福祉の専門スタッフが相談を行っている
- ※2 **老人福祉センター**：地域の高齢者の相談、機能回復訓練などを行う施設。教養の向上や余暇活用のための活動拠点を
- ※3 **サロン・ラウンジ活動**：多摩市社会福祉協議会の行う取り組みの一つ。だれもが楽しく気軽に参加できる地域の活動の場

## 施策 B3-2 権利擁護と介護予防の推進

### 1 施策の目指す姿

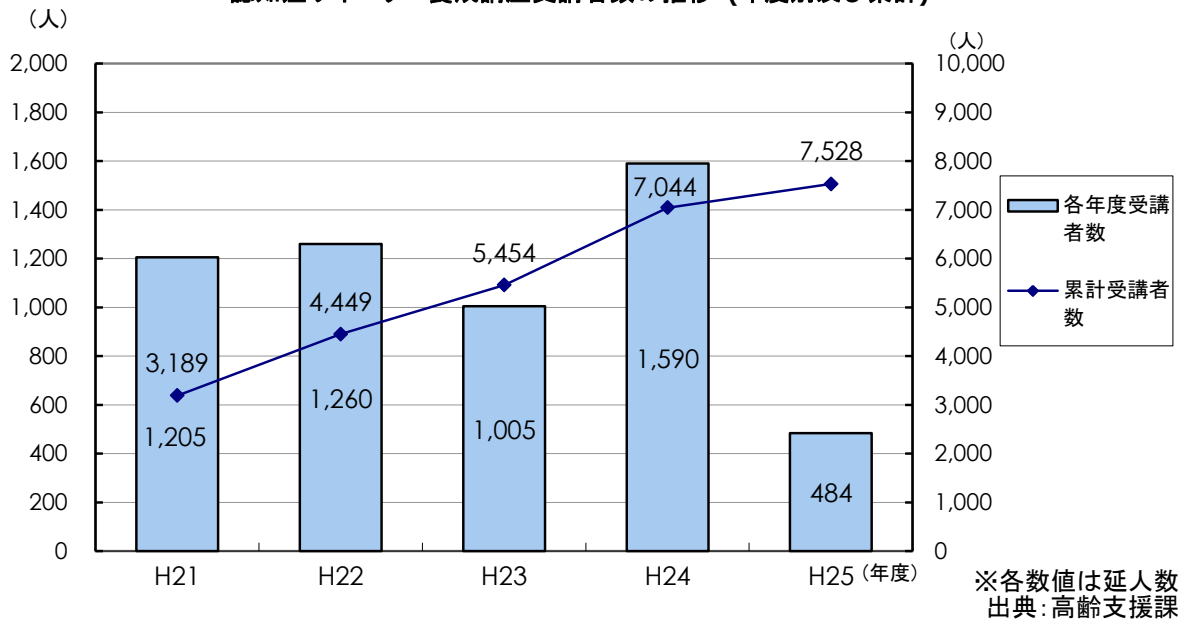
認知症になっても自分らしく豊かに暮らすために、さまざまな権利が擁護されるとともに介護予防に取り組むことにより、高齢者が安心して地域で暮らし続けています

### 2 施策の成果目標値

指標名	現状値 (平成 25 年度)	目標値 (平成 30 年度)	目標値 (平成 36 年度)
①認知症サポーター※ <sup>1</sup> 養成講座受講者数	7,528 人	9,000 人	11,000 人
②介護予防事業参加者数	3,509 人	4,200 人	4,500 人

【出典：①・②高齢支援課】

認知症サポーター養成講座受講者数の推移 (年度別及び累計)



※1 認知症サポーター：認知症を正しく理解し、認知症の方やその家族を温かい目で見守る人のこと。認知症になっても安心して暮らせるまちをつくるため、その担い手になっていただけの方を養成する

### 3 主な施策の方向性（施策を実現する手段）

---

#### **B3-2-1 成年後見センター※2の機能強化・充実（⇒重点5）**

- 判断能力が十分ではない高齢者や障がい者が安心して暮らし続けるために法人後見を担う組織を充実させ、必要な方がいつでも利用できるよう制度の充実を図ります

#### **B3-2-2 権利擁護センター※3の機能強化・充実（⇒重点5）**

- 判断力が低下した高齢者、障がい者が安心して暮らし続けるために地域福祉権利擁護事業の充実を図り、必要な方がいつでも利用できるよう制度の充実を図ります

#### **B3-2-3 認知症理解の促進・啓発の充実**

- 認知症サポーター養成講座を様々な地域できめ細やかに開催することにより、多くの市民がサポーター（支援者）になり、認知症の理解や、認知症の高齢者を地域で支えていく活動を推進します

#### **B3-2-4 介護予防事業の充実（⇒重点6）**

- 高齢者が要介護状態に進行しないよう、早期に介護予防が必要な高齢者の把握に努め、介護予防事業を展開します

### 4 施策の実現に向けて市民は・・・

---

- 認知症サポーター養成講座を受講します
- 市民や地域の商店街では、認知症高齢者を日ごろから見守り、地域で暮らしていけるよう支援します
- 事業者は従業員に認知症サポーター養成講座の受講を推進し、理解促進を図ります
- 要介護状態に進行しないよう介護予防事業に積極的に参加します

### 5 関連する主な計画

---

◆多摩市高齢者保健福祉計画（介護保険事業計画）

---

※2 成年後見センター：判断能力が十分でない方が福祉サービスの利用や日常生活を送る上で必要となる契約行為などに際し、本人を代理したり、援助して本人の権利や利益を擁護する役割を担う機関

※3 権利擁護センター：福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理サービスを行い、成年後見制度など各種の総合相談等を行う機関

---



## 政策 B4 障がい者が安心して暮らせるまちづくり

### 【現状と課題】

本市では「多摩市障がい者基本計画」に基づき、インクルーシブな社会<sup>※1</sup>の構築を目指し、総合的な取り組みを行ってきました。また、「多摩市障害福祉計画」を障がい者基本計画のアクションプランとして位置づけ、「障害者自立支援法」に基づくサービス提供などの支援を進めてきました。この間、法に基づくサービス体系の見直しや、障がい者の範囲に難病等が加わるなどの改正が行われ、現在は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」及び「児童福祉法」等に基づき、障がいのある方が住み慣れた地域で生きがいを持ちながら生活できるように施策を展開しています。今後も、法施行後3年程度を目途とした制度の見直し等が予定されており、国の動向に注視し、その対応等を図る必要があります。

また、国連の「障害者の権利に関する条約」を締結（平成26（2014）年1月締結）するために、関連法の整備が進められ、平成28（2016）年4月には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が施行されます。このことに伴い、相談体制の整備など具体的な取り組みが必要です。

平成21（2009）年度には、多摩市発達支援室を設置し、障害の早期発見・早期支援の体制を整備しました。また、障がい児の放課後活動の場などは、学童クラブでの受け入れの状況も整備されてきていますが、今後も関係機関と協力して整備していくことが必要です。

障がい者の就労に関しては、市役所庁内での実習を通し、就労に向けての課題を見極め、就労のステップとする支援事業を行ってきました。この事業から、さらに一歩進め、平成26（2014）年度からは市役所における障がい者のチャレンジ雇用<sup>※2</sup>事業を開始しました。また、平成25年（2013）4月に法定雇用率が改正されたことに伴い、障がい者の雇用の場は拡大したものの、離職率は高い状況です。引き続き、障がい者の就労の機会の拡大を図り、就労面と生活面を一体的に支援することなどによる、就労及び職場定着支援が課題となっています。

障がい者に対するサービス体制は充実してきましたが、福祉事業者に対する報酬は十分とは言えず、ヘルパーや施設職員などのサービスの担い手がなかなか拡大しない現状があります。資格の取得やスキルの向上には、時間・経費がかかることや、社会的な地位とそれに見合った報酬の確立といった、社会全体で捉えなければならない課題となっています。

また、障がい者支援の制度の狭間に対する支援体制の整備が求められており、国における法・制度改革に併せて体制を整備する必要があります。

※1 **インクルーシブな社会**：障がい者が、その障害を理由に社会から排除又は保護の対象として扱われることなく、社会の一員として包含される社会のこと

※2 **チャレンジ雇用**：知的障がい者等を、1年以内の期間を単位として、各府省・各自治体において、非常勤職員として雇用し、1～3年の業務の経験を踏まえ、ハローワーク等を通じて一般企業等への就職につなげる制度

### 今後4年間の重点的な取り組み

- ① **障がい者に対するサービス提供の充実に向けた施設整備等の支援（⇒B4-1-3）**
  - 「多摩市障害福祉計画」等に基づき、通所施設や共同生活援助施設等のサービス提供施設の整備補助など事業者への支援を進めます
- ② **障害福祉サービス事業所等への仕事の創出と受注体制の支援（⇒B4-2-3）**
  - 「障害者優先調達推進法」の施行（平成25（2013）年4月）を受けて、市の契約の仕組みづくりや、市内の障害福祉サービス事業所等の支援を進めます
- ③ **地域で障がい者を支える仕組みづくりの検討（⇒B4-1-2、B4-2-2）**
  - 障がい者、高齢者などあらゆる市民が安心して暮らし続けられるよう、地域で支え合う仕組みを構築します
- ④ **発達障害への支援（⇒B4-2-4）**
  - 就学前児童の通園事業である「ひまわり教室<sup>※3</sup>」・「発達支援室」について、ニーズに合わせた施設機能の充実を図ります。また、関係機関との連携を図りながら、就学、就労に向けた支援に取り組みます
- ⑤ **多摩市チャレンジ雇用「ハートフルオフィス」事業による就労支援（⇒B4-2-3）**
  - 障がい者の雇用・就労を促進するため、市役所庁内で障がい者を雇用する多摩市チャレンジ雇用「ハートフルオフィス」事業を通じて、民間企業への就業へ結びつけます
- ⑥ **障害を理由とする差別の解消の推（⇒B4-1-4）**
  - 障がい者及びその家族の方などからの障害を理由とする差別に関する相談、紛争の防止又は解決を図るための体制整備や、市民への啓発活動を推進します

※3 **ひまわり教室**：心身の発達に心配のある満2歳以上の就学前児童を対象に訓練、指導等を行う施設

## 施策 B4-1 障がい者が暮らしやすいまちづくり

### 1 施策の目指す姿

障がいのある人もない人も、共に生きる地域社会づくりのために、障がい者への正しい理解促進と住民相互の支援体制の充実を目指します

### 2 施策の成果目標値

指標名	現状値 (平成 25 年度)	目標値 (平成 30 年度)	目標値 (平成 36 年度)
①市民が「多摩市は障がい者が安心して暮らせるまちだと思う、どちらかといえばそう思う、普通」と回答している割合	72.3%	80.0%	91.3%
②障がい者が「現在の住まいに住み続ける」「市内で転居する」と回答している割合	63.7%	増やす	増やす

【出典：①市政世論調査 ②多摩市障がい者生活実態調査】



障がい者美術作品展



障がい者ふれあいスポーツ大会

### 3 主な施策の方向性（施策を実現する手段）

---

#### B4-1-1 障害への理解促進

- 「ひとときの和<sup>※1</sup>」、「障がい者美術作品展」など、障がい者の社会参加の機会をつくるとともに、障害への理解促進を図ります

#### B4-1-2 地域における相互支援体制の構築（⇒重点3）

- 行政だけでなく市民・事業者など多様な主体が協働・連携し、災害時の支援なども含め障がい者を互いに支え合う仕組みを構築します
- 障がい者が周囲の市民の協力を求めやすくなる「多摩市ヘルプカード<sup>※2</sup>」の普及・啓発に努めます

#### B4-1-3 相談支援・サービス体制、施設の充実（⇒重点1）

- 障がい者が地域で安心して暮らすことができるように、相談支援・サービス体制の充実に努めます
- 障がい児の放課後活動の場、障がい者の日中活動の場および親亡き後の生活の場の拡大を図り、東京都、事業所等の関係機関と協力し進めます

#### B4-1-4 障害を理由とする差別の解消の推進（⇒重点6）

- 障がいのある人もない人も互いに尊重しあう共生社会の実現を目指し、障害を理由とする差別の解消に向けた取り組みを推進します

### 4 施策の実現に向けて市民は・・・

---

- 市民や事業者は、障害があっても差別されない社会をつくるため、障害に対する正しい理解に努めます
- 市民や事業者は、行政と連携し、障がい者を互いに支え合う仕組みの構築への主体的な参加に努めます

### 5 関連する主な計画

---

◆多摩市障がい者基本計画 ◆多摩市障害福祉計画

---

※1 **ひとときの和**：障がい者と子どもたち、保護者、教職員が体験交流を図り、障がい者の理解を深め、福祉に対する心を育て、共に取り合って生きていく理念のもと、市が実施する事業

※2 **多摩市ヘルプカード**：「障がいのある、手助けを必要とする人」と「手助けをする人」をつなぐカード。障がいや疾病のある人が普段から身につけておき、いざというときに、自分の情報や手助けをしてもらいたいことを周囲の人に伝えるために使う

---



## 施策 B4-2 ライフステージを見据えた支援体制の構築

### 1 施策の目指す姿

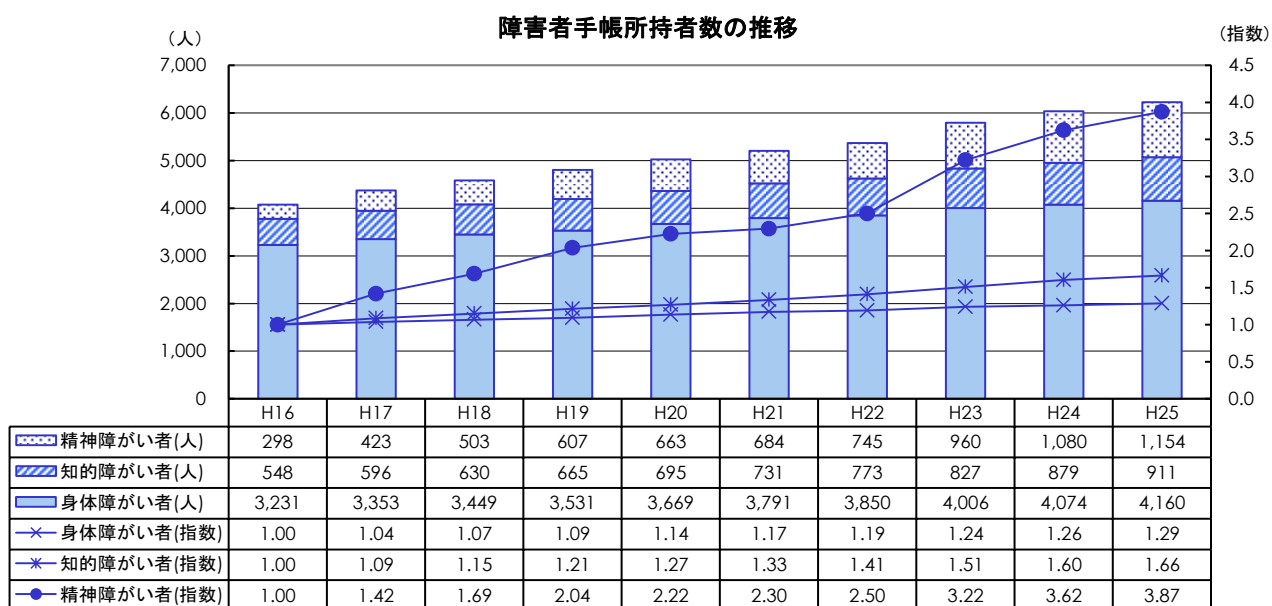
障がい者および障がい児が安心して自立した生活を送るために、関係機関との連携と社会資源の効率的、効果的な活用を図りながら、生涯を通じ一貫した支援とそれぞれの時期に対応する支援が円滑に行われています

### 2 施策の成果目標値

指標名	現状値 (平成 25 年度)	目標値 (平成 30 年度)	目標値 (平成 36 年度)
①手帳所持者*に対する、障害者総合支援法及び児童福祉法におけるサービス受給者数の割合	17.5%	増やす	増やす
②手帳所持者に対する、地域活動支援センター、障害福祉課及び発達支援室における延べ相談者数の割合	224.4%	増やす	増やす
③手帳所持者に対する、障がい者就労支援事業における就労・生活支援延べ相談者数の割合	69.5%	増やす	増やす

【出典：①~③障害福祉課】

※手帳所持者：身体障害者手帳、愛の手帳、精神保健福祉手帳の所持者



※各年度3月31日時点  
出典：障害福祉課

### 3 主な施策の方向性（施策を実現する手段）

---

#### B4-2-1 医療・教育・雇用関係機関との連携強化

- 行政と医療・教育・雇用関係機関が必要な情報を共有し、連携を強化することで、ライフステージに応じた必要な支援が、円滑に行える体制を充実します

#### B4-2-2 支援人材の育成（⇒重点3）

- 行政と医療・教育・雇用関係機関・事業者が協力し、ライフステージに応じて必要な支援が行えるよう人材の育成を進めます

#### B4-2-3 就労への支援（⇒重点2、重点5）

- 就労による社会参画や生きがいづくりなど、障がい者の暮らしの基盤となる就労支援を充実します

#### B4-2-4 発達障害への支援の充実（⇒重点4）

- 子どもの発達の特性にどのように対応してよいか困っている保護者に対して、子どもが自信を持ち、保護者も子育てが楽になるよう、子どもへの関わり方を学ぶ機会の充実を図ります

#### B4-2-5 制度の狭間にある障害への対応

- 国の制度改革の方針を見据えながら、多様化するニーズへの対応に努めます

### 4 施策の実現に向けて市民は・・・

---

- 関係団体や事業者は、行政と必要な情報を共有し、連携の強化に努めます
- 関係団体や事業者は、行政と協力し、ライフステージごとに必要な支援が行える人材の育成へ取り組みます
- 関係団体や事業者は、今まで制度の狭間にあった障害への支援を進めるため、相談や支援の現場体制の整備を進めます

### 5 関連する主な計画

---

◆多摩市障がい者基本計画 ◆多摩市障害福祉計画